

申 請

令和5年9月28日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
令和5年8月18日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について出荷制限を一部解除すること。
宮城県栗原市及び大崎市において産出された野生きのこにおけるなめこ、ならたけ、むきたけのうち、別紙出荷制限解除の検査計画と出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値以下であることが確認されたなめこ、ならたけ、むきたけ。
- 解除を申請する理由
制限地域のうち、宮城県栗原市及び大崎市における出荷・検査体制が整ったため。

出荷・検査方針

1 放射性物質検査

宮城県（以下、「県」という。）と栗原市及び大崎市（以下、「各市」という。）は連携し、下記の検査を実施する。

(1) 各市又は各市が委託する者は各市内に設置した非破壊式放射能測定装置（スクリーニングレベル：なめこ 6.3 Bq/kg、ならたけ 7.1 Bq/kg、むきたけ 6.6 Bq/kg）により、全量につき、出荷前にスクリーニング検査を行う。

- ① 放射性セシウムの検査結果が各品目のスクリーニングレベル以下の場合は、検査した野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけを 出荷しても差し支えないものとする。
- ② 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベルを超過した場合は、各市が自ら又は各市が委託する者が廃棄処分を行う。

なお、県はスクリーニングレベルを超過した野生きのこのうち一部を原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリング検査に必要な検体として、精密検査を実施する。

精密検査後の検体は廃棄処分とする。

(2) 県は各市毎に出荷前にスクリーニング検査を実施した3検体以上について精密検査を行い、非破壊式放射能測定装置で測定したものが基準値以下であることを確認した上で出荷する。

(3) 県の定期的検査

県は出荷期間中に各市毎に週1回程度スクリーニング検査を実施した1検体について精密検査を実施する。

2 出荷管理

(1) 採取・出荷者の管理

各市内で野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけを採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、県は各市と連携し、採取地、出荷先等を記録した採取・出荷者管理台帳を整備する。採取・出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳及び登録書を更新する。

(2) 出荷・販売管理

① 野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけの販売を目的とする採取・出荷は、台帳に登録された採取・出荷者に限定し、販売は、登録された販売施設等に限って販売する。

② スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベル以下であることが確認された野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけのみを出荷可能とし、出荷に当たり、県及び各市は全ての野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけについて販売単位毎に検査番号による管理を行い、これを記した出荷・販売台帳を作成する。

採取・出荷物の包装パッケージ等に、販売単位毎に品目、採取地、

採取者の住所・氏名，検査番号及び放射性物質が基準値以下である旨を表示する。

- ③ 各市はスクリーニングレベルを超過した野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけが誤って出荷されないよう、検査番号等を元に検査結果と現物を照合し、廃棄したことを確認する。
- ④ 県と各市は、販売施設等に対し、野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけの入荷の際は台帳登録者の検査済み出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが台帳登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、栗原市または大崎市に報告するよう依頼する。
また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。
- ⑤ 各市は、販売を行わない直売所、小売店、JA、市場等にも販売管理情報を提供し、認証登録者（登録出荷先）検査済み出荷品以外の販売が行われないようにする。

3 関係者への周知

県は各市と連携し、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供する。

また、本計画の内容について、採取・出荷者、流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

野生きのこのうち、なめこ・ならたけ・むきたけ

の出荷管理の考え方（宮城県）

出荷制限解除後に基準値を超過する野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけが出荷されないよう、出荷に関して以下の対策に取り組む。

野生きのこのうち、なめこ・ならたけ・むきたけの 出荷者管理及び出荷管理

1 目的

出荷管理を徹底し、安全な野生きのこの流通を図る。

2 対象者

栗原市・大崎市内で野生きのこを出荷・販売目的で採取・出荷する者。

3 出荷者の管理

- (1) 採取地、出荷先、検査結果等を記載した野生きのこ類採取・出荷者管理台帳及び野生きのこ類出荷・販売台帳の整備。
- (2) 記載事項の変更があった場合はその都度変更する。

4 出荷管理

- (1) 出荷先・販売先を限定し、それ以外のところには出荷しない。
- (2) 宮城県は、野生きのこ類採取・出荷者管理台帳に登載した出荷者を栗原市・大崎市に通知する。
- (3) 出荷物に品目、採取地、採取・出荷者住所・氏名、検査番号等を表示する。
- (4) 販売を行わない直売所、小売店、JA、市場等にも販売管理情報を提供し、協力を要請する。

■ 出荷者登録から出荷・販売の流れ

